

第3節 騒音・振動について

騒音とは、人が聞いて好ましくない音の総称で、その大きさをデシベル（dB）で表します。

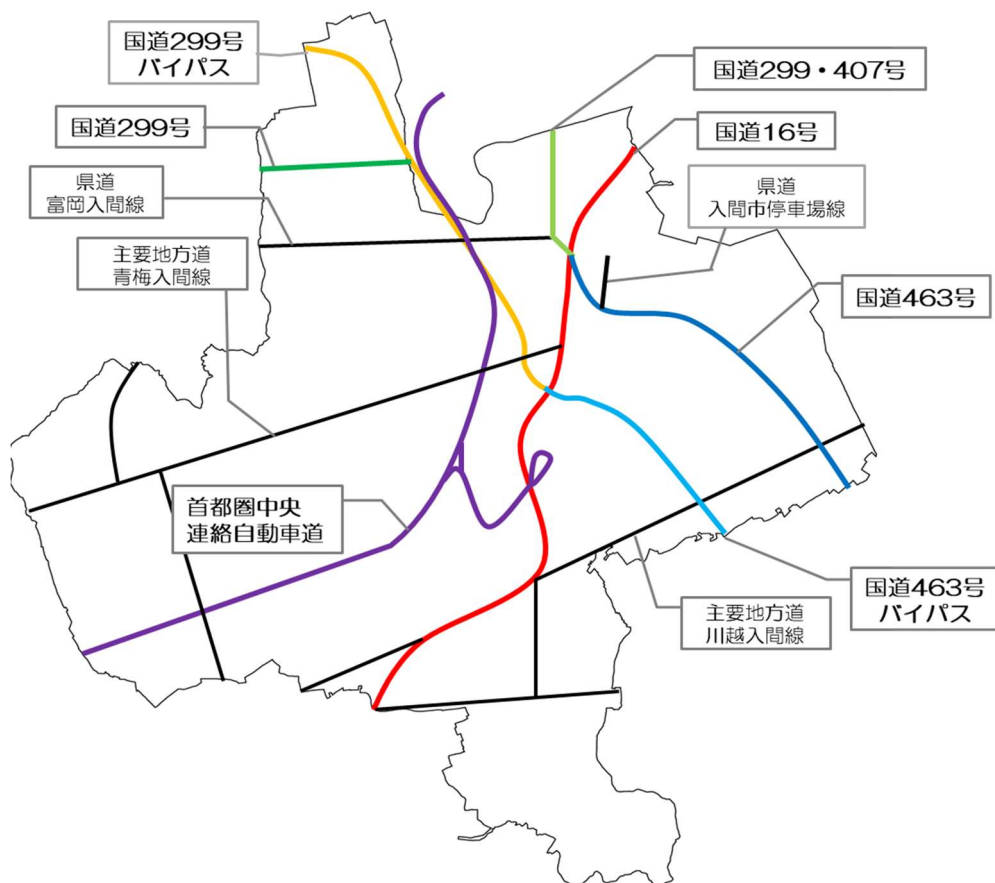
騒音に係る環境基準は、一般地域及び道路に面する地域について、それぞれ基準値が設定されています。

振動とは、人為的な地盤の振動により建物の振動を引き起こすなど、日常生活に影響を与えるものです。

なお、振動に係る環境基準はありません。

1 自動車交通騒音調査

市内主要道路図（調査に関係している路線） ※道路の線形は簡略化してあります。



①自動車交通騒音常時監視（面的評価）

「騒音規制法」第 18 条に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」に基づき、市では平成 24 年度に国へ実施計画を提出し、翌平成 25 年度から市内 5 路線 7 区間をそれぞれ 5 年ごとに測定及び評価を行っています（次表のとおり）。

令和 5 年度は一般国道 16 号の狭山市境から河原町交差点まで、及び一般国道 299 号（407 号と重複）の河原町交差点から狭山市境までの 2 区間を評価対象に実施しました。

自動車騒音に係る環境基準の適合状況

調査 年度	路線名	評価区間	評価対象 住居等戸 数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
単 位			戸	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
H30	一般国道 16号	狭山市境～ 河原町交差点	407	400	98.3	4	1.0	0	0.0	3	0.7
	一般国道 299号	河原町交差点 ～狭山市境	216	168	77.8	13	6.0	0	0.0	35	16.2
R元	一般国道 463号	藤沢交差点～ 豊岡交差点	1,402	1,402	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
R2	一般国道 16号	小谷田交差点～ 扇町屋交差点	167	135	80.8	20	12.0	0	0.0	12	7.2
	一般国道 299号 (バイパス)	県道富岡入間線 立体交差点～ 小谷田交差点 (バイパス)	346	289	83.5	7	2.0	0	0.0	50	14.5
R3	一般国道 16号	扇町屋交差点～ 河原町交差点	724	407	56.2	231	31.9	0	0.0	86	11.9
	一般国道 463号 (バイパス)	上藤沢交差点～ 小谷田交差点	483	456	94.4	27	5.6	0	0.0	0	0.0
R4	主要地方道 川越入間線	藤沢交差点～ 上藤沢交差点	489	468	95.7	21	4.3	0	0.0	0	0.0
R5	一般国道 16号	狭山市境～ 河原町交差点	474	470	99.2	4	0.8	0	0.0	0	0.0
	一般国道 299号	河原町交差点 ～狭山市境	237	192	81	45	19.0	0	0.0	0	0.0

なお、騒音に係る環境基準は次のとおりです。

地域の類型	該当地域	地域の区分	基準値	
			昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60dB以下	50dB以下
		車線を有する 道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

※工業専用地域については適用されません。

※車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

※地域の指定は、平成24年3月30日入間市告示第103号及び平成31年3月22日入間市告示第78号によります。

「道路法」第3条に規定する高速自動車道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、及び一般自動車道であって「都市計画法施行規則」第7条第1項第1号に定める自動車専用道路に近接する空間については、上表によらず次表が当てはまります。

区分	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
屋外	70dB以下	65dB以下
窓を閉めた屋内	45dB以下	40dB以下

※近接する空間とは道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいいます。

※窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときです。

① 近傍騒音の調査結果（点的評価）

自動車交通騒音常時監視（面的評価）実施にあたって、道路に近接した箇所で3日間騒音を測定します。次表はその測定値と環境基準及び要制限度を比較したものです。なお、要請限度を超過した場合は道路管理者に改善を依頼します。

調査 年度	路線名	測定場所	時間区分	環境基準との比較		要請限度との比較	
				3日間の 最大値	評価	3日間の 平均値	評価
H30	一般国道 16号	河原町13番	昼間	69	○	68	○
			夜間	66	×	66	○
	一般国道 299号	宮前町5番	昼間	66	○	65	○
			夜間	65	○	65	○
R元	一般国道 463号	豊岡1丁目16番1号	昼間	64	○	64	○
			夜間	63	○	62	○
R2	一般国道 16号	小谷田2丁目3番	昼間	72	×	72	○
			夜間	71	×	71	×
	一般国道 299号 (ハノイハノ)	小谷田3丁目7番	昼間	75	×	74	○
			夜間	72	×	72	×
R3	一般国道 16号	高倉4丁目5番	昼間	73	×	73	○
			夜間	73	×	72	×
	一般国道 463号 (ハノイハノ)	小谷田1丁目17番	昼間	68	○	67	○
			夜間	65	○	64	○
R4	主要地方道 川越入間線	下藤沢846番地	昼間	67	○	67	○
			夜間	65	○	64	○
R5	一般国道 16号	河原町13番13号	昼間	68	○	68	○
			夜間	67	×	67	○
	一般国道 299号	黒須2丁目1番6号付近	昼間	68	○	68	○
			夜間	68	×	68	○
【表中の記号】○：基準を満足 ×：基準を超過							

2 深夜営業騒音指導

入間市では、狭山保健所と連携し、食品営業許可の申請及び更新の際に、音響機器を設置する飲食店等に対して、埼玉県生活環境保全条例の深夜営業騒音規制に基づく騒音の指導を行っています。

指導件数の推移は次表のとおりです。

(単位：件)

年 度		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
地区別件数	豊 岡	8	4	7	4	4	4	9	3	2	5
	東金子	0	1	2	2	1	0	0	0	0	0
	金 子	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	宮寺・二本木	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1
	藤 沢	2	4	5	1	4	1	3	0	0	2
	西 武	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
合 計		13	10	15	7	11	5	13	3	3	8

3 航空機騒音調査（県実施）

埼玉県では、航空機騒音の現状把握と周辺対策のため、騒音測定調査を実施しています。以下で測定結果の一部を紹介します。

なお、環境基準は平成 24 年度までは WECPNL 値、平成 25 年度からは Lden 値を適用しています。そのため以下の表では、適用期間外の値は参考値として括弧書きとしています。

①横田基地〔測定局：入間市立金子小学校（入間市西三ツ木 150）〕

測定結果は次表のとおりです。表中の色つきの箇所は環境基準の超過を示します。

平成 27 年度以降は、環境基準を下回っています。令和 5 年度も Lden 値は環境基準を下回りました。

また、1 日の平均騒音発生回数は前年度より 2 回減少しました。

金子小学校

年 度		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	環境基準
騒音発生回数	総 数(回)	5,912	5,151	5,463	4,827	5,838	5,383	6,501	5,611	5,683	5,160	
	1日平均(回)	16	16	15	13	16	16	18	15	16	14	
単発騒音暴露レベルの平均値 (dB)		93	91	91	89	90	88	-	-	-	-	-
Lden 値 (dB)		58	55	56	54	54	53	53	53	54	54	57
ピークレベルの平均値 (dB [A])		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
WECPNL 値		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70
測定日数 (日)		365	328	365	365	365	328	365	365	365	366	-

(埼玉県環境部 水環境課より)

②入間基地〔測定局：所沢市立宮前小学校（所沢市東狭山ヶ丘六-2777-1）〕

測定結果は次表のとおりです。表中の色つきの箇所は環境基準の超過を示します。

令和5年度も Lden 値は環境基準を下回りました。また、1 日の平均騒音発生回数は前年度より 2 回減少しました。

所沢市：宮前小学校

年 度		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R4	R5	環境基準
騒音発生回数	総 数(回)	14,496	15,150	14,450	15,467	15,320	12,922	13,402	16,958	14,107	13,656	
	1日平均(回)	40	42	40	42	42	36	37	46	39	37	
単発騒音暴露レベルの平均値 (dB)		91	90	91	90	90	89	-	-	-	-	-
Lden 値 (dB)		58	57	57	58	57	56	56	56	57	55	57
ピークレベルの平均値 (dB [A])		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
WECPNL 値		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70
測定日数 (日)		363	366	365	365	365	365	365	365	365	366	-

(埼玉県環境部 水環境課より)

第 4 節 悪臭について

悪臭とは、人が感じる不快なにおいの総称で、一般的には良いにおいと思われるものでも、強さや頻度、時間によっては悪臭として感じられることがあります。

悪臭に係る環境基準は定められていませんが、入間市では悪臭防止法による臭気指数規制（人間の嗅覚を利用した規制）を採用しています。入間市における規制の概要については次のとおりです。

・ 1 号基準（敷地境界における規制基準）

区域区分	基準値
A区域（B、C区域を除く区域）	臭気指数15
B区域（農業振興地域）	臭気指数18
C区域（工業地域・工業専用地域）	臭気指数18

・ 2 号基準（煙突等の排出口における規制基準）

敷地境界の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式によって算出します。

・ 3 号基準（排出水中の規制基準）

敷地境界の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式によって算出します。

第5節 地盤沈下について

地盤沈下は、地下水を過剰にくみ上げるなどの人為的な行為によって地盤が沈下するもので、建物が傾いたり、水道管などの地下埋設物が破損したりするなどの被害が生じます。

地盤沈下調査（県実施）

地盤沈下に係る調査は埼玉県が行っており、市内には測定地点は4箇所あります。次表に測定結果を紹介します。

各地点とも被害が生ずるほどの大きな変動(県では年20mm以上の変動を目安としています。)はなく、細かな増減を繰り返しています。

(単位：特記なきものはmm)

調査地点	開始年	H26 ～ H27	H27 ～ H28	H28 ～ H29	H29 ～ H30	H30 ～ R元	R元 ～ R2	R2 ～ R3	R3 ～ R4	R4 ～ R5	R5 ～ R6	開始年 からの 変動量	R6.1.1 の真高 T.P.(m)※
入間市役所内 (豊岡1-16-1)	S60	+4.4	(0.8)	+1.8	+1.2	(2.2)	+6.8	+0.7	-2.1	+5.8	-9.3	-44.0	105.8323
藤沢辻堂墓地裏 (下藤沢474)	S48	+5.9	(2.2)	+2.9	+2.9	(3.6)	+8.4	-0.9	+0.1	+5.7	-6.4	-148.9	87.2563
神明神社境内 (上藤沢642-1)	H17	+5.6	(1.0)	+1.2	-0.1	(1.7)	+5.4	-0.3	-0.8	—	—	—	—
宮寺(南)交差点 (二本木1175)	H17	+6.4	+0.1	+2.0	+1.8	(1.3)	+3.2	+1.9	-2.7	—	—	—	—

※T.P.：東京湾平均海面

(埼玉県 水準測量成果表より)

第6節 ダイオキシン類について

ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)からなる物質群の総称です。

ダイオキシン類に係る環境基準は、大気、水質、水底の底質及び土壌について定められています。

大気中ダイオキシン類調査

市内における大気中のダイオキシン類濃度を把握するため、測定を行っています。平成23年度までは市内6地点で測定を行っていましたが、調査結果が環境基準の10分の1以下で安定しているため平成24年度からは入間市役所の1地点で測定を行っています。

①令和5年度測定結果

令和5年度は、令和5年1月12日から同年1月19日までの間で測定を実施しました。測定結果は次表のとおりです。結果は、大気中のダイオキシンの環境基準を大きく下回りました。

毒性等量 (pg-TEQ/m³)

調査地点	R5	環境基準 達成状況	環境基準
入間市役所	0.010	○	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

② 測定結果の経年変化

測定結果の経年変化は次表のとおりです。平成24年度以降の測定地点は、「入間市役所」の1地点となります。測定結果は10年以上環境基準を下回っています。

毒性等量 (pg-TEQ/m³)

調査地点	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	環境基準
入間市役所	0.022	0.019	0.009	0.034	0.022	0.018	0.015	0.011	0.016	0.010	0.6

第7節 空閑地の保全について

雑草が繁茂するなど管理不全の空閑地については、「入間市空閑地の環境保全に関する条例」に基づき、所有者又は管理者に対して適正管理をお願いしています。

第8節 電波障害について

電波障害については、「入間市生活環境の保全に関する指導要綱」に基づき、建築主等に対して、建築物により電波障害の発生が予想される地域について、受信状況の調査や発生予測図の提出を依頼しています。

また、万が一障害が発生した場合は、速やかに障害除去対策をとるよう求めています。